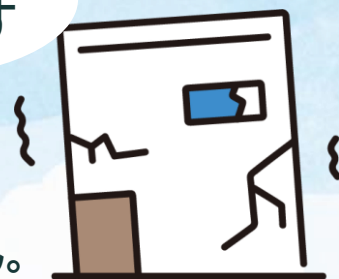


その空き家、壊す前なら

補助金

できるかも？

法人の
申請も
可能です



横須賀市の空き家の解体補助金は2種類あります。
要件を満たせば、いずれかの補助を受けられるかもしれません。

①空き家解体費用補助金

最大**35万円**

上限額は補助対象工事費の1/2

- ✓ **市内の解体工事業業者**(本店の住所地在横須賀市)による解体工事
- ✓ **解体工事前に申請**を行うこと(正式に交付決定がされてから工事に着手できます)
- ✓ **市職員による老朽度判定**の結果、対象となった家屋
- ✓ 予定件数
先着**10**件



②旧耐震空き家解体補助金

最大**15万円**

上限額は補助対象工事費の1/2

- ✓ **市内の解体工事業業者**(本店の住所地在横須賀市)による解体工事
- ✓ **解体工事前に申請**を行うこと(正式に交付決定がされてから工事に着手できます)
- ✓ **3年以上空き家**、かつ、**旧耐震基準**(昭和56年5月以前に建築)の空き家
- ✓ 予定件数
先着**25**件



ご利用の流れ



まずはいずれかの補助金の要件に該当するかご確認を。詳しくは裏面をご確認ください。



ホームページに記載のある添付資料をご確認のうえ、書類一式を郵送または窓口にご提出ください。



審査が通れば、交付決定通知が届きます。その後解体工事に着手できます。

※その後の流れについては裏面をご確認ください。

解体補助金のホームページはこちら

スマートフォンで右の2次元コードを読み取ってください

お問い合わせ

横須賀市役所 まちなみ景観課 空き家管理支援担当






☎ 046-822-8087 ✉ keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp



補

助金申請手続きの流れ

必ず解体工事の着手前に申請を行い、
交付決定通知書を受け取ってから工事を開始してください。

	①空き家解体費用補助金	②旧耐震空き家解体補助金
1 事前相談	 申請前に市職員で 老朽度判定 を行います。 解体工事の見積書 と 空き家の外観写真 を メール等でまちなみ景観課にご提出ください。	
2 現地調査	 ご提出いただいた写真で判断できない 場合は、現地を確認する場合があります。	
3 申請書提出 ※令和9年1月25日 提出は郵送または窓口	申請書、実施計画書は解体補助金のホームページからダウンロードできます。 添付書類として、 登記簿謄本 (法務局で取得できます)、 建物位置図 、 HPIはこちら / 現況写真 、 解体の見積書の写し 等が必要となります。 ※添付書類について、詳細はホームページからご確認ください。 添付書類について、ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせください。	
4 交付決定	申請書類一式提出いただいた後、交付決定まで 3週間 ほどお時間をいただきます。 解体工事開始予定日の 1か月前 を目安に申請書等のご提出をお願いいたします。	
5 解体工事	必ず 交付決定日以降 に 市内事業者 の施工で解体工事を開始してください。	
6 完了報告	解体工事の完了後30日以内 または 令和9年3月15日 のいずれか早い日までに、 実績報告書を提出してください。 ▲解体後は滅失登記をしましょう。	
7 補助金の振込	職員が提出書類を審査し、解体工事の完了確認を行います。 解体工事の完了を確認後、申請者の指定口座に補助金を振り込みます。	

お問い合わせ

横須賀市役所 まちなみ景観課 空き家管理支援担当

☎ 046-822-8087 ✉ keikan-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

メールはこちら

